

## 滋賀県文化財保存活用大綱の策定について

### 1. 大綱の趣旨

- ・ 滋賀県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上で共通の基盤とする
- ・ 県内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町にまたがる広域的な取組、市町への支援の方針などについて定める

### 2. 文化財保護法改正・大綱作成の背景

- ・ 過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題
- ・ 未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要

⇒ 文化財をいかにして確実に次世代に継承するか、「これからの文化財行政の在り方」について包括的に検討することが必要



**文化財保護法の改正** (H31. 4. 1 施行)

- ・ 文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定が制度化されたもの

### 3. スケジュール（予定）

- 令和元年7月 常任委員会（骨子案）、教育委員会（策定概要および骨子案）  
市町からの意見聴取
- 令和元年9月 常任委員会、教育委員会（素案）
- 令和元年12月 常任委員会、教育委員会（原案）  
県民政策コメント実施、市町への提示
- 令和2年2月 常任委員会（最終案）
- 令和2年3月 教育委員会附議

このほか、有識者により構成される懇話会や、文化庁、文化財保護審議会等から適宜意見をうかがいながら策定を行う。

(参考)

文化財保護法

(文化財保存活用大綱)

第 183 条の 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる。

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日 文化庁）

大綱の記載事項

○大綱には、文化財の保存・活用に関する基本的な方針、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、域内の市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を基本的な事項として定める。

## 序章 1 大綱策定の背景と目的

- 文化財は、本県さらには日本の歴史や文化の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの
- 文化財は、国民・県民の貴重な財産であり、次世代に向けて継承する責務がある
- 地方創生への貢献など文化財に求められる役割への期待は増大
- 少子化など社会状況が変化する中で、文化財の保存継承が危機的な状況
- 本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存および活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる総合的な施策の大綱を策定

## 2 大綱の位置づけ【文化財保護法第183条の2に基づいて策定】

- 『滋賀県基本構想』では、2030年に目指す姿の実現に向けて、「豊かな歴史や文化財」が生かすべき滋賀県の特徴とされている
- 『滋賀県教育振興基本計画』では、「多彩な歴史・文化(文化財、祭、郷土食等)」が滋賀ならではの学びの一つとされている
- その他、県の諸計画とも相互に関連

## 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

### 1. 滋賀県の概要

【人口・地勢などを記載】

### 2. 県内の文化財の概要

- 各時代の多様な文化財が県内全域に分布
- 建造物、美術工芸品、民俗文化財、記念物、埋蔵文化財、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観などの各分野で多くの文化財を有する

#### 全国屈指の文化財保有県

- 国指定等文化財が県内の全市町に分布
- 重要文化財指定件数 全国4位(建造物 同3位、彫刻 同3位)(国宝 同5位)
- 名勝指定件数 全国2位、重要文化的景観選定件数 全国2位、城郭数 全国4位

### 3. 滋賀県の歴史文化の特徴

- かつて都であった奈良や京都に近く、水陸交通の要衝となっている
  - ⇒古代から戦国時代・近世まで歴史の表舞台として重要な位置を占める
- 安定的な生産基盤と豊かな経済力を有する
  - ⇒自立性の強い自治組織の成立、独自の文化や景観が形成され発展
  - 各地域に多くの社寺が建立され、豊かな神仏習合の文化が発達
  - 地域自治が発達した結果、県内各地に数多くの城郭が築かれた

### 4. 県内の文化財の保存・活用に関する課題等

- 文化財の指定や保存修理の未達がある
- 少子化による人口減少、価値観の多様化により、文化財を守り伝えてきたこれまでの地域力の低下
- 文化財の価値や理解の認識不足・啓発不足
- 文化財を保存・継承するための博物館等施設(琵琶湖文化館等)の老朽化
- 文化財を活用するためのノウハウや経験の不足
- 文化財を維持するための資金確保

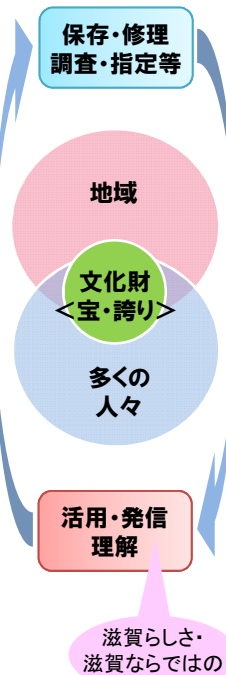
### 5. 滋賀県として今後目指すべき方向性・将来像、保存・活用の方針

- 文化財の指定や保存修理の計画的、確実、着実な推進
- 保存継承の姿が変化しても、より多くの人々が文化財の保存継承を支え合える社会の構築
- 文化財の種類や特性、地域に合わせた活用・発信等の推進
- 滋賀県の文化財を県内で維持できる施設の確保
- 文化財の価値や魅力を発信するネットワークの強化
- 関係部局の連携のもと、一体的・総合的な施策の推進

文化財は一度失われると二度と取り戻すことができない



未来に継承するための好循環



## 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

### 1. 滋賀県が主体となって行う取組

- (調査・指定等・修理・整備・人材育成・情報発信・博物館・県指定文化財等の所有者等に対する支援等)
- 文化財の指定や保存修理の計画的、確実、着実な実施
- 文化財の保存継承のための人材を育成し、社会全体で支えあう仕組みを構築
- さまざまな形で文化財の活用を推進
- 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討
- 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援

### 2. 滋賀県として優先的に取り組むテーマ

- 文化財の保存継承・活用を支える人づくり

## 第3章 県内の市町への支援の方針

- 県は広域的・専門的な観点から、市町の実情に応じて指導・助言を行う
- 市町が作成する「地域計画」や個別の文化財の「保存活用計画」策定に対して、策定にかかる委員会への参加や相談・助言・文化庁との連絡調整を行う
- ※文化財保護法改正の主旨:文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町において、地域住民と緊密に連携しながら、文化財を総合的に把握し、地域一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが重要

## 第4章 防災・災害発生時の対応

### 1. 平時の取組(救援ネットワークの構築)

- 「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(関西広域連合構成団体)」等の締結(文化財被災対応ガイドラインによるカウンターパート方式で各府県への応援主管府県の設定)
- 専門職員の不足を考慮し、博物館、図書館、大学、滋賀県ヘリテージマネージャー、NPO法人等各種団体との連携体制の構築

### 2. 災害発生時の対応(被害情報の収集・レスキュー活動の実施)

- 文化財の応急的な保護措置を実施、被害拡大防止のため関係機関と協力
- 動産文化財は、取扱に慎重を期しながら安全な場所へ移動

## 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

【より効果的な文化財行政推進のための体制を記載(今後引き続き検討)】

## (仮称)滋賀県文化財保存活用大綱検討懇話会（第1回）の概要について

1. 開催日時：令和元年（2019年）6月12日 10:00~12:00
2. 開催場所：滋賀県教育委員会室
3. 議 題：(仮称) 滋賀県文化財保存活用大綱の骨子案について
4. 主な意見

### 大綱策定の背景と目的について

- ・ 住民側から「文化財を守ることが大切なことはわかっている。それが何の役に立つのか？」という質問が出るが、現実として、多くの人の実益を求めていることを前提として大綱は策定する必要がある。
- ・ 過疎化についての視点が抜けている。文化財の保存には過疎化が問題である。
- ・ 滋賀の文化は命を持っている。命が健やかにある文化財、その命をいかに健やかに保ち、生き生きと継承していくかが大切。

### 滋賀県の歴史文化の特徴について

- ・ 生活の中に文化財が根差しており、琵琶湖・水を中心としたストーリーが作れる。
- ・ 県内全域に、地域の中に溶け込み、暮らしの文化、社会的な記憶として文化財があり、守り続けられている。
- ・ 信仰が地域・生活の中に溶け込んでおり、地域の中で世代を越えて伝えられてきた。
- ・ 基盤になる自治組織、人間関係がかるうじて残っているので文化財、文化的習慣が残っている。

### 活用について

- ・ 活用とは何を指すのか、滋賀県としての定義を作ってはどうか。
- ・ 市町、所有者、業者等の自由度を担保しつつ、県として活用のベクトルと幅を示すべき。
- ・ 観光による文化財の消費に危惧・懸念を感じる。
- ・ 指定、未指定問わず使い捨てになってはいけない。
- ・ 文化財としての基本的な価値の維持が必要。
- ・ 人材育成は、文化財が好きなことプラス専門性が伴わないといけない。
- ・ 観光は地域の人と作り上げて、共にやっていくことが大事。
- ・ 子どもや次の世代に、文化財に対する親しみを持たせることが大事。
- ・ 「滋賀県が考える活用はこれ」と定義すれば、全国的に一石投げられるのでは。
- ・ 全ての文化財を一括りにすると危ない。文化財の種類によって性質が違う。価値を損なわないよう、個々の文化財の特性を踏まえて考えることが大事。

(仮称) 滋賀県文化財保存活用大綱検討懇話会 委員名簿

令和元年5月14日現在 (敬称略・五十音順)

氏名	所属・役職等
朝倉 由希	文化庁地域文化創生本部研究官
上松 茂樹	唐川赤後寺 元総代
太田 浩司	長浜市市民協働部学芸専門監
杉江 淑子	滋賀大学 教授
寺嶋 裕文	滋賀県民俗文化財保護ネットワーク 会長 山之上薙刀祭保存会 会長
馬場 康次	甲賀市土山町黒川 大宮神社 氏子総代
菱田 哲郎	京都府立大学 教授
日向 進	京都工芸繊維大学 名誉教授
松井 ライディ貴子	Biwako Backroads ディレクター 滋賀県産業振興審議会委員
馬淵 直樹	滋賀県文化財保護連盟 会長 日吉大社 宮司
南 亨	大津市消防局 予防課設備係長
三宅 貴江	「湖国と文化」編集長 元 朝日新聞大津総局長
山川 暁	京都国立博物館 工芸室長